



2026年2月27日

各位

会社名 株式会社 マルイチ産商
代表者名 代表取締役社長 柏木 康全
社長執行役員
(コード番号 8228 名証メイン)
問合せ先 取締役常務執行役員 仁科 圭右
コーポレート部門統括
TEL 026-285-4101 (代表)

従業員向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対して譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員持株会に加入している従業員（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供いたします。これにより、当社従業員の財産形成の一助とするほか、当社従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することでエンゲージメント向上と経営参画意識を高めつつ、当社の株主との中長期的な価値共有の推進を目的に導入するものです。

なお、本制度においては譲渡制限付株式（普通株式）の引受けを希望する割当対象者に対してのみ株式を割り当てる予定です。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

(2) 割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、当社の取締役会で決定します。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の名古屋証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。

- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得する。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入時期

本制度の具体的な導入時期、支給金額、発行又は処分株式数、割当対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、今後開催予定の当社取締役会において決定することを予定しており、決定次第速やかにお知らせいたします。

以 上